

○古河市道路位置指定基準

平成17年9月12日

告示第131号

改正 令和元年6月3日告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第144条の4、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第9条及び昭和45年建設省告示第1837号並びに古河市建築基準法施行細則(平成17年規則第159号)第15条から第17条までに定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この告示は、開発行為をしようとする土地の区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満のものに適用する。

(接続道路の幅員)

第3条 法第42条第1項第5号の規定に基づき、位置を指定する道(以下「指定道路」という。)を接続しようとする道路の幅員は、原則として4メートル以上なければならない。

2 法第42条第2項に該当する4メートル未満道路に接続しようとする場合に、市長が周囲の状況、地形等により避難及び通行の安全上著しく支障があると認める場合には、当該道路の位置の指定をしないことができる。

(指定道路の延長)

第4条 指定道路の延長は、別図第1に示す方法によって測るものとする。

(指定道路の幅員)

第5条 指定道路の幅員は、別図第2に示す方法によって測るものとし、最小道路幅員は4メートルとする。

(転回広場)

第6条 令第144条の4第1項第1号ハに規定する転回広場は、別図第3の基

準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況により支障がないと認める場合は、転回広場の形状を変えることができる。

(隅切り)

第7条 令第144条の4第1項第2号の規定による隅切りは、別図第4の基準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認める場合は、これと異なる基準によることができる。

(構造)

第8条 指定道路の構造は、別図第5の基準によるものとし、路盤は十分に転圧しなければならない。

(排水施設)

第9条 令第144条の4第1項第5号の規定による指定道路の側溝等は、別図第5の基準によるものとし、いつ水、滞水及び漏水のおそれがないよう設置しなければならない。

2 前項の側溝等の放流先は、公共の排水路又はこれに準ずる施設に接続するものとする。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないと認める場合は、開発区域内において浸透施設等を設置しなければならない。

(防護施設)

第10条 指定道路が、崖地等に隣接する場合又は市長が通行の安全を確保するために必要があると認める場合は、ガードレール、フェンス等の防護施設及びカーブミラー、街灯等の安全施設を設置するものとする。

2 市長は、指定道路の敷地が前項に規定する崖地等に隣接し、かつ、著しく危険であると認める場合は、当該道路の位置の指定をしないことができる。

(指定道路を利用する敷地の利用目的、形状及び規模)

第11条 指定道路を利用する敷地は、利用目的、形状及び規模をあらかじめ定めておかななければならない。

2 戸建住宅用地の一宅地の面積は、過少とならないよう配慮するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、道路の位置の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

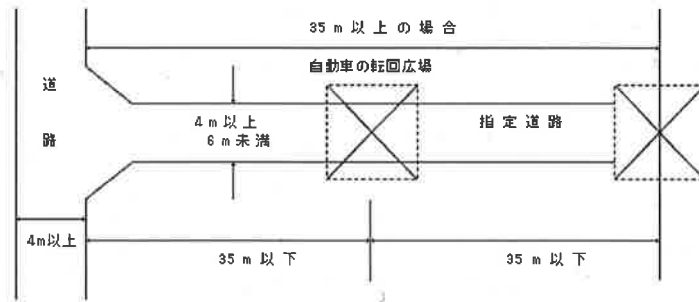
この告示は、平成17年9月12日から施行する。

附 則 (令和元年告示第140号)

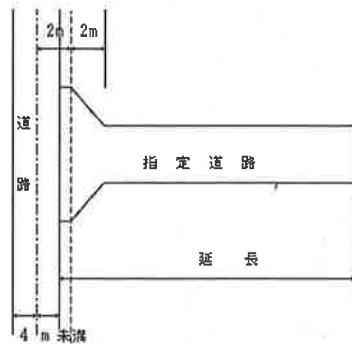
この告示は、令和元年6月3日から施行する。

別図第1 (第4条関係)

(1)

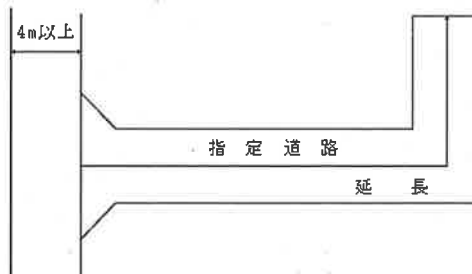


(2)

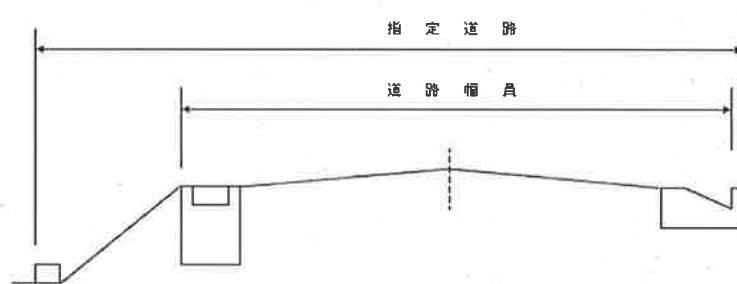
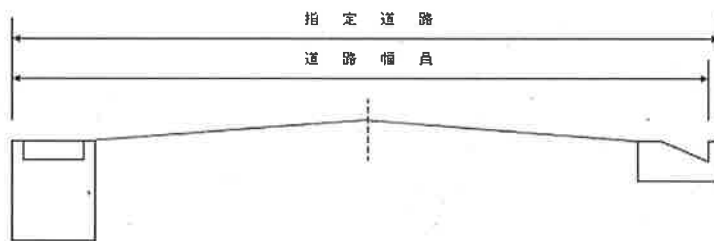


※ 延長の測り方
道路の中心線の長さとする。

(3)



別図第2 (第5条関係)

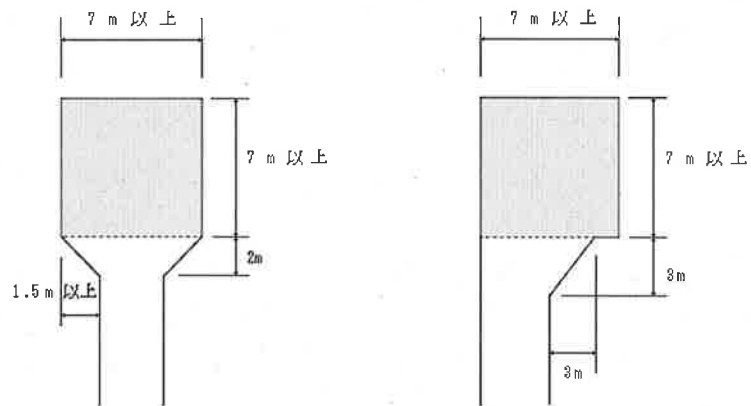
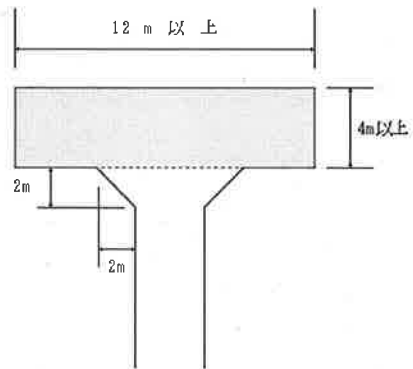


※ 幅員の測り方
道路中心線に直角に測る。

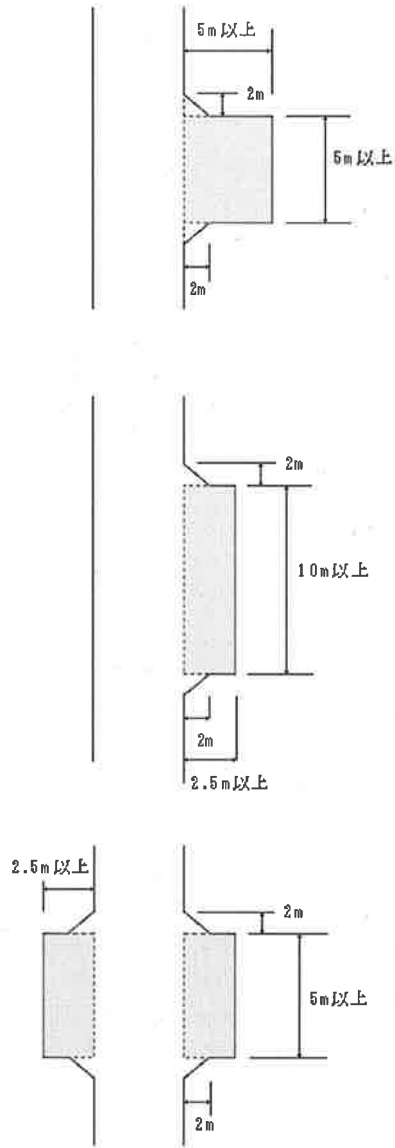
別図第3 (第6条関係)

転回広場

(1) 終端



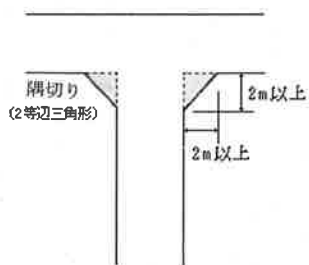
(2) 区間35m以内ごとの場合



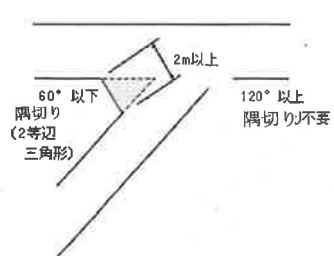
別図第4 (第7条関係)

交差部、接続部、屈曲部の隅切り

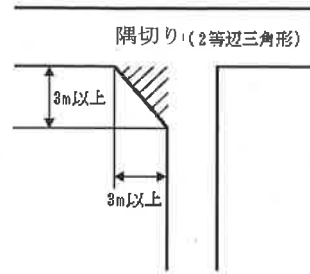
(1)



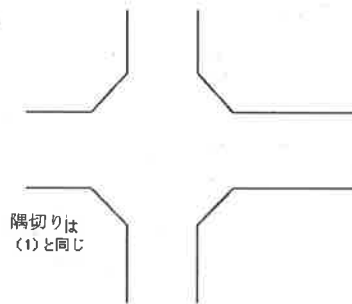
(2)



(3)



(4)



別図第5 (第8条、第9条関係)

